

# 船舶事故調査報告書

令和6年3月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和5年3月30日 02時40分ごろ
発生場所	長崎県五島市 <small>さごら</small> 蠓島南東方沖 崎山港防波堤南灯台から真方位018° 2.1海里付近 (概位 北緯32° 41.6′ 東経128° 54.2′)
事故の概要	漁船 <small>りゅうどう</small> 竜道丸は、操業中、機関室に浸水した。
事故調査の経過	令和5年4月3日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 竜道丸、4.4トン NS3-401621（漁船登録番号）、個人所有 第292-35496号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	主機等に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、いか釣りをを行いながら錨泊中、機関室ビルジ液面高位警報が鳴り、船長が、機関室を確認したところ、浸水を認めた。 本船は、船長が118番通報して救助を要請し、来援した巡視艇により福江港にえい航された。 船長は、機関室を確認した際、船尾管軸封装置（以下「本件装置」という。）付近から浸水していることに気付き、上架して点検したところ、シール材に経年劣化による破損を認めた。
分析	本船は、錨泊中、本件装置内のシール材が経年劣化により破損したことから、機関室に浸水したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、錨泊中、本件装置内のシール材が経年劣化により破損したため、機関室に浸水したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、船尾管軸封装置の開放点検を定期的に業者に依頼し、劣化や異常の早期発見及び修理等整備に努めること。